

## 令和3年度 横浜市予算に対する要望書

一般社団法人 横浜建設業協会

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、「コロナショック」としてオリンピック・パラリンピックの開催延期をはじめ世界経済にも甚大な影響を及ぼしており、横浜の地域経済においても例外ではありません。当協会としても、建設資材の納入の遅延や従業員の勤務体制への配慮・竣工工期の延長など、年度末の工事に深刻な影響が予想されたため、3月2日に横浜市長あて緊急要請をさせていただいたところです。

新型コロナウイルス感染症の一刻も早い収束を願うとともに、横浜市における蔓延防止策の対応にあたっては、市内建設業者の経営に影響のないように迅速かつ柔軟なできる限りのご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

さて、国においては、昨年6月に新・担い手3法が成立し、「災害時の緊急対応の充実強化」「働き方改革の推進」「生産性向上への取組」「調査・設計の品質確保」「持続可能な事業環境の確保」が提示されました。

いずれの課題も、地域経済を支え地域を守る役割を担っている地域建設業にとって、克服していかなければならない重要な課題です。横浜市でも、少子化・超高齢社会が進展し人口減少時代に突入しており、「働き方改革の推進」が必要不可欠です。

さらに、旧来から長時間労働や請負構造の複雑化など多くの課題を内在している建設業界にあっては、「担い手不足」という一層深刻な問題が明らかになっています。

このため、建設産業は「担い手不足の解消」特に「若年層の就業者確保」というテーマに真正面から取り組み、そのための環境整備を強力に推し進めていく必要があります。

当協会も、こうした流れに沿って、週休2日制の実現を当面の目標に掲げて、これまでも横浜市予算要望、各局対話会等のあらゆる機会を通じて、発注者・受注者が共通の認識のもとで、適切な工期の設定、発注・施工時期の平準化、適正な賃金水準の確保、書類の簡素化等に総合的に取組んでいただくことを要望してきました。

さらには、これまで建設業に猶予されておりました罰則付きの残業規制の実施が4年後（令和6年4月）に迫ってきているなかで、これまでも増して「就業環境の改善」を最優先に考えなければいけない状況となっております。

以上のように、今後の建設産業の行方を大きく左右する「担い手確保」「就業環境の改善」という課題に立ち向かっていくためにも、令和3年度の予算編成にあたっては、以下の事項に関して特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

## 1. 市内企業の受注機会の確保・拡大について

横浜市においては、平成22年4月から施行された中小企業振興基本条例の精神に基づき、公共工事に対する市内中小企業の参入機会の増大に途を開いてきていただいています。

今後とも、市内建設業者が持続的に発展してくために、更に一層、市内土木・建築業者の参入機会が拡大していくようご尽力をお願いいたします。

### (1) 公共事業予算の確保

地域建設業は、地域インフラの整備や維持管理等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心を確保する地域の守り手の役割を担っています。

新型コロナウイルスの影響により、これまでにない景気悪化が予想されますので、地域建設業者が将来にわたってこれらの役割を果たせるよう、公共事業予算の大幅な増額を要望します。

### (2) 市営住宅・市立小中学校の建替えについて

令和2年度予算では、市営住宅については、『「市営住宅の再生に関する基本的な考え方」に基づき、住戸内改善事業、建替事業等を進めます。』とあり、また、学校については、『「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」に基づき、老朽化が進んでいる学校施設の建替えを進めます。』とあります。

いずれも昭和30年代から40年代にかけて大量に建設されたものが、一斉に建て替えの時期を迎えたものと推察いたします。長寿命化の工事とあわせて建替え時期の平準化の措置のもと、一定規模の工事が今後10年以上の長期間、継続的に発注されます。

ぜひ、毎年度適切な規模の工事として発注いただき、市内中小建設業者が継続的に受注できますようにご配慮をお願いします。

### (3) 下水道大口径管路の維持管理における包括的民間委託の導入について

#### ① 複数年度の複数業務のパッケージ化について

令和2年度の予算では、「今後増大する老朽化した下水道管に起因する重大な事故を未然に防止していくためには、今まで以上に地域の管路施設の状況や周辺の特性に応じた効率的な詳細調査や緊急清掃・緊急修繕等の対応を、迅速かつ適切に図っていくことが重要です。このため、中大口径管の維持管理について、複数年度で複数業務をパッケージ化することで、より速やかに管理業務を執行できる、「包括的民間委託」の導入を

進め、民間事業者のノウハウやアイデア、創意工夫による維持管理業務の一層の効率化を図ります。」とあります。

複数年度の複数業務をパッケージ化する際には、委託年数・委託エリア・業務内容等について、その規模と内容が市内中小建設業者にも参画可能となるよう、慎重な検討をお願いします。

## ② 改築工事発注について

横浜市環境創造局では管路ストックマネジメント課題解決の方法の中で、中大口径管の調査・清掃等を包括的民間委託で考えておられますが、その調査結果に基づく改築工事につきましては、この包括的民間委託を実施した業者等に偏らない公平で公正な発注をお願いします。

## (4) 水道管路更新公民連携について

横浜市水道局では水道管路更新の公民連携について導入の可能性を調査されるようですが、その中で設計・施工一括方式や包括発注方式などを検討することになっています。

公共性の高いインフラ設備において責任の所在が煩雑になり、工事の発注にはそぐわないと思いますので、ご配慮をお願いします。

## (5) 国際園芸博覧会について

国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的に、横浜市が2027年開催の準備を進める国際園芸博覧会について、開催に必要なアクセス道路・インフラ整備及び会場整備等についての公共工事発注の方針・見通し等を、できるだけ早期に公表していただくとともに、できるだけ多くの市内業者が整備等に参画できるよう要望します。

## (6) IR（統合型リゾート）について

「最先端で世界レベルの文化・芸術を満喫できる横浜」、「経済に活力があり、働きがいのある横浜」、「将来にわたって豊かで安全・安心な横浜」、そのような都市の実現をめざして誘致を進めているIR（統合型リゾート）について、当協会も横浜商工会議所が主催する「統合型リゾート（IR）横浜推進協議会」に参画しています。

IR（統合型リゾート）の設置が承認された暁には、その整備過程において、できるだけ多くの市内業者が参入できるよう要望します。

## (7) 横浜環状道路西側区間について

今後事業予定とされている横浜環状西側区間（戸塚IC～港北IC/JCT）について、市内業者により多く受注の機会が与えられるよう、北西線のように横浜市の事業として実施していただくことを要望します。

## 2. 働き方改革について

### (1) 週休2日制実現のための施策について

担い手確保のため、若年者の入職促進を図ることは喫緊の課題です。その課題解決のためには、建設業界の就業環境の魅力向上が必須であり、とりわけ週休2日制を早急に実現していく必要があります。

そのためには、適切な工期の設定、施工時期の平準化、労務単価の引き上げ、現場管理費・一般管理費の引き上げ、日常業務における提出書類の簡素化等の諸問題を、総合的な取組みとして実施していく必要がありますので、積極的に推進していただくよう要望します。

その中でも、特に週休2日制モデル工事での労務費等の補正係数については、週6日の勤務日が5日に減少することを考慮すると、労務費と現場経費の割増補正係数を1.2程度に見直していただくことを要望します。

### (2) 時間外労働の上限規制見直しについて

これまで建設業に猶予されておりました罰則付きの残業規制の実施が4年後（令和6年4月）に迫ってきています。

この上限規制見直しの中では、建設現場が会社や資機材置き場と離れている場合、「移動時間が労働時間に含まれる」という見解が大きな問題となります。

特に、建設資機材を現場に置いておくことが難しい常設作業帯の設置困難地域での路上工事では、資機材置き場と建設現場との往復の移動時間が建設現場での作業時間を圧迫することとなります。（モデルケースでの試算では、法令に合わせて実労働時間を8時間とすると、現場での作業時間が4割減少して5時間となってしまうことが明らかになっています。このため、減少する3時間を残業でカバーしようとする、それだけで月の上限時間をオーバーすることになります。）

これによる影響として「作業時間の減による日進量の減少」「作業効率の悪化を補う作業員の増員等に伴う経費の増大」「これらに伴う施工期間の長期化」等、会社の存続

にかかわるほどの大きな問題に直面します。

いずれにしても、法律に違反しないで工事が続けられるよう、「移動時間を考慮した日進量の設定（標準作業時間の見直し）」「施工経費の大幅増加」「標準施工期間の延長」等、働き方改革の趣旨を尊重した検討を早急に行っていただくよう要望します。

### (3) 長時間労働是正に向けた技術資料の削減と手続き緩和について

施工を行う際に手順書や施工計画書に基づき現場管理を実施しています。その際、施工管理・品質管理・出来形管理に関する手続きと現場管理・技術資料の作成に時間を要し、現場技術者の就業時間が超過しているのが現状です。

働き方改革を進めるために、現場管理費を増額して施工管理者の増員を図り、技術資料の削減と手続きの緩和を進めるよう要望します。

また、昨年度行われた「横浜市工事書類簡素化に関するアンケート調査」の結果公表をお願いするとともに、その結果に基づく簡素化の措置を早急に実施していただくよう要望します。

## 3. 発注・施工時期の平準化について

### (1) 早期発注や債務負担行為等の活用について

新・担い手3法の趣旨を踏まえ、早期発注や債務負担行為・繰越明許費等の適切な活用により、計画的な発注を推進するとともに、年度内の工事量の偏りを減らし施工時期を平準化するよう要望します。

また、年度末の工事集中による人手不足の解消に寄与するためにも、発注時期の平準化と合わせて、引き渡し時期の平準化も検討していただくよう要望します。

### (2) 学校改修工事について

学校改修工事は夏休みに集中して実施することが多いため、十分な計画や段取りをして進めていく必要があります。

このため第一四半期でも4・5月に発注していただくよう要望します。その他の施設は時期をずらして第二四半期からとし、時期の分散化を要望します。

### (3) 保育園工事について

保育園事業者の決定、設計、施工を単年度で行うと、秋口に入札をして年度内竣工の工期となっていることから、労務、資材調達の困難な時期に、大変厳しい工期となって

います。働き方改革、長時間労働の是正の観点からも、複数年度としていただき、通常の工期設定で発注していただける事を要望します。

#### 4. 公共工事の入札・契約制度の改善について

##### (1) 適正価格での受注について

###### ① 予定価格について

横浜市が設定する予定価格は、現実よりも厳しい価格で設定されているのが実情です。予定価格の設定に当たっては、適正な利潤を確保できるよう市場に見合った労務費及び資材等の取引価格を反映した積算を要望します。

特に、特注品・特殊工法・希少工法・希少機種等、通常単価で納入できない物について見積係数の見直しを要望します。

###### ② 公共労務単価について

労務費等が人手不足で高騰しているため、公共労務単価が実勢価格と乖離しています。

令和2年2月14日に国土交通省から、「令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価について」が公表されたところですが、依然として、鉄筋工、左官工、交通誘導員の単価は、人手不足の影響等で実態に追い付いていません。市場の相場に合わせていただくことを要望します。

###### ③ 処遇改善について

社会保険加入促進の為に、積算上計上することは勿論、保険に必要な掛金他経費などは、請負契約上の満額支払われることを要望します。(請負比率で全額計上出来ない分が負担となります。)

また、国交省で義務化の動きもある、労災上乗せ保険金等、民間工事保険についても契約に含めていただくよう要望します。

###### ④ 最低制限価格率について

神奈川県は、土木・建築・水道工事の一般管理費の算入率を0.55から0.65に引き上げておりますので、横浜市も引き上げていただくよう要望します。

##### (2) 効率的な入札制度への変更について

### ① 総合評価方式の発注について

総合評価方式の工事発注については、評価項目が同種工事の評価点、優良工事表彰の有無、よこはまグッドバランス賞等、配置技術者の表彰・資格・年齢、市内経済への貢献などが対象となっており、努力して優良な評価を得た工事会社にインセンティブが与えられ、技術者のモチベーションも高くなり担い手確保にも有効であると考えています。総合評価方式による発注件数の増加を要望します。

なお、評価項目や評価点数については、工事規模・工事内容・参加企業ランク等に応じて柔軟に対応できるようご検討ください。

### ② 設計変更について

#### ア. 工事遅延に伴う経費の取り扱いについて

契約済みの工事で、請負者の責任以外のことで（近隣の問題・他企業との協議・計画通知の取得等）、現場職員が拘束されることが多々見受けられます。企業にとっては貴重な人員であり、工事の中止期間中の経費は、期間の長短に関わらず、変更の対象としていただくよう要望します。

#### イ. 設計変更に係る期間の短縮について

工事の設計変更において、著しく時間がかかってしまう場合があります。施工が完了し、竣工数量を提出してから、最終金額が確定するまでに約1か月間、それから変更手続きをし、変更契約までに1～2週間を要してしまいますと、その期間は現場代理人を拘束されてしまい、次の入札への参加にも影響しますし、完成払い金も遅れてしまいますので、手続き期間の短縮を要望します。

### ③ 建築工事について

#### ア. 設計単価の公表について

見積徴収による単価は見積採用単価一覧表にて公告時に公表となりましたが、公表となっているのは細目別内訳の単価だけであり、別紙明細に計上されている単価については、依然として非公開となっています。

別紙明細に計上されている単価及びその他工事として扱っている項目・見積の査定率についても公表していただくよう要望します。

また、予定価格が1億円未満の工事については、予定価格が公表されるため見積採用単価一覧表は公表されません。入札に際して積算が必要なことは同じなので、1億円未満の工事についても公表していただくよう要望します。

#### イ. J V発注（技術習得型）における構成員参加条件の緩和について

大型工事のJ V結成をするのが難しい状況です。現行では構成員の施工実績についても、工事履行を確保するために必要な最小限の条件を求めているとの事ですが、代表構成員実績だけで工事履行は充分可能であると思います。参加条件の施工実績は代表者のみとしていただくよう要望します。

#### ④ 混合入札について

不調対策の一環として実施されている混合入札については、令和3年度から建築・電気及び管工事について上限金額が引き上げられましたが、さらなる適用工種の拡大と上限額の引き上げを要望します。

あわせて、ランクごとの発注標準金額の引き上げの検討をお願いします。

#### (3) 災害時の対応について

昨年の台風15号・19号等では、横浜市でも大きな被害が発生しました。

改正品確法では、「災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定を締結する。」「災害時においては、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択する。」と規定されています。

災害応急対策工事・災害復旧工事等の発注においては、横浜市との防災に関する協定を締結しており地域の守り手としての活動も実施している当協会の会員との「随意契約」等を適用していただくよう要望します。

#### (4) 災害応急工事の緊急口頭契約について

災害応急工事における緊急口頭契約では、工事代金の部分払い・前途金がないため、業者の100%立替え工事となります。

短期間の対応は現行でも問題ありませんが、長期（概ね3か月以上）にわたって工事をする場合には、前払金・中間金等の請求ができるよう要望します。

### 5. 生産性の向上について

#### (1) i-Constructionの推進について



今後、生産性の向上に寄与する ICT 活用工事の裾野拡大に向けて、ドローンによる点検業務などをはじめ市内中小建設業者としての工事施工範疇でも容易に取組可能な ICT 施工活用について検討いただくよう要望します。

(2) 建設キャリアアップシステム (CCUS) について

建設キャリアアップシステムについて、技能者の有する技能レベルの評価方法やシステム運用が、まだ市内末端業者にまで広く浸透している状況にありません。

建設キャリアアップシステムの普及により、「建設技能者の能力評価制度」・「専門工事企業の施工能力の見える化」等が進み、建設業界の課題である「担い手確保」「生産性の向上」に寄与すると考えられるため、横浜市においても普及促進にあたっての情報提供と「入札参加資格審査での加点」や「総合評価落札方式での加点評価」などシステムの導入支援充実策の検討をお願いします。

以上